

○可茂衛生施設利用組合公告式条例

昭和35年6月27日
可茂衛生施設利用組合条例第1号

改正 平成11年3月31日組合条例第10号 平成30年8月27日組合条例第7号

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び同条第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）及び可茂衛生施設利用組合規約（昭和35年岐阜県指令第908号）第2条に規定する関係市町村の掲示場に掲示して行う。

(規則及び規程の公布等)

第3条 規則を公布しようとするとき又は管理者の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、規則及び前項の規程について準用する。

(管理者以外の組合の機関の定める規則及び規程の公布等)

第4条 前条の規定は、管理者以外の組合の機関の定める規則及び規程（以下「規則等」という。）で公布等を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則等の施行期日)

第5条 組合の機関の定める規則等は、それぞれ当該規則等をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日組合条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成30年組合条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。